

福知山市指定ごみ袋の有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が作成する指定ごみ袋包装袋に掲載する広告（以下「指定ごみ袋広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 指定ごみ袋広告は、福知山市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）ほか、指定ごみ袋広告として適当でないと市が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、市が別に定める。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載料を原則として市が指定する日までに、市が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、市が別に定める。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市が別に定める日までに、福知山市有料広告掲載申込書（要綱様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を市に提出するものとする。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、市が別に定める日までに、市に広告の原稿を提出しなければならない。

2 指定ごみ袋広告には、次の各号に定める事項について明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称及び連絡先

(2) 市が別に定める大きさの広告の表示

(広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿については、原則として変更または修正できないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 前項のただし書きにより広告の原稿を変更または修正するときは、市にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第 8 条 市は、広告掲載希望者から第 5 条の規定による申込みがあったもののうち、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるものを広告主として選定する。ただし、同等の希望者が 2 者以上あった場合は、くじにより決定する。

2 前項の規定による広告主の選定及び決定は、市民総務部生活環境課において行う。

(広告主への通知)

第 9 条 市は、広告主を決定したときは、その旨を福知山市有料広告掲載決定通知（要綱様式第 2 号）により広告主に通知する。

2 市は、広告掲載希望者の申込み内容が第 2 条に該当し掲載できないものであるとき、もしくは広告主を他の広告掲載希望者に決定したときは、その旨を福知山市有料広告非掲載決定通知（要綱様式第 3 号）により広告掲載希望者に通知する。

(契約の締結)

第 10 条 市は、第 8 条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに福知山市指定ごみ袋広告掲載の契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第 11 条 広告主は、要綱第 1 2 条に規定するもののほか以下の各項に規定する責務を負うものとする。

2 広告主は、掲載された広告に起因して市はまたは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰する事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う負担は広告主が負う。

(協議)

第 12 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、市と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、指定ごみ袋広告の取扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。

付 則

この要領は、令和元年 1 1 月 1 2 日から施行する。